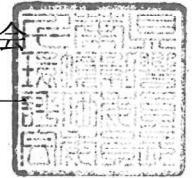


環 第 7 1 9 号
令和4年9月14日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県環境影響評価委員会
委員長 葉山 嘉一



(仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価
準備書について (答申)

令和4年3月1日付け環第1014号で諮問のあったこのことについては、
別添のとおり答申する。

(仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る
環境影響評価準備書に対する意見 (答申)

千葉県環境影響評価委員会は、(仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価準備書について、当該事業の内容及び周辺環境の状況等を踏まえ、専門的な見地から検討を行った。

本事業は、液化天然ガス (LNG) を燃料とする高効率なコンバインドサイクル発電設備 3 基 (合計出力 195 万 kW) を新たに設置する計画であるが、火力発電所の稼働に伴い、多量の排ガスや温排水を排出する計画である。

対象事業実施区域 (以下「事業区域」という。) は、大規模な工場等が集中立地する京葉工業地域に位置しているが、住居、学校教育施設及び社会福祉施設にも近接している。また、近傍には、多様な生物が生息し、潮干狩り等にぎわう東京湾で最も広い自然干潟である盤洲干潟があり、海苔養殖等の漁業が営まれている。

事業区域及びその周辺においては、光化学スモッグ注意報が多く発令されているほか、周辺海域では、化学的酸素要求量に係る水質環境基準が一部未達成となっている。また、事業区域の周辺には、複数の火力発電所が立地しており、大気環境、水環境及び海域の動植物等への重畳的な影響が懸念される。さらに、地域住民等からは事業実施に伴う環境影響への懸念や意見が多数寄せられており、地域の実情に応じた環境保全への取組が必要である。

これらの事業特性及び地域特性を踏まえ、事業の実施に伴う環境影響をできる限り回避又は低減するため、下記の事項について、所要の措置を講ずる必要がある。

なお、近年、東京湾の海水温の上昇が認められており、本県においても、臨海部に立地する発電所からの温排水による累積的な環境影響が懸念されている。このことから、海域における環境影響評価を適切に実施することが可能となるよう、電力業界として温排水及び海域の動植物に係るモニタリングデータ・知見等の情報共有を図るとともに、海域の生態系に係る調査、予測及び評価の手法等について、検討を進める必要がある。

記

1 全般事項

事業の実施に当たっては、環境保全措置を確実に実施することはもとより、利用可能な最新の技術を導入するなど、より一層の環境影響の回避・低減に努めること。

2 環境影響評価の項目、調査・予測・評価の手法及び結果

(1) 大気質

施設の稼働に伴う排ガスについて、事業区域の周辺には電力、石油化学工業等を中心とする大気汚染物質の固定発生源が集中していること及び窒素酸化物が光化学オキシダントの原因物質の一つであることを踏まえ、更なる環境への負荷の低減に努めること。

(2) 水質

ア 施設の稼働に伴う一般排水について、放流先の東京湾は化学的酸素要求量が環境基準を達成していない状況にあることを踏まえ、更なる汚濁負荷の低減に努めること。

イ 施設の稼働に伴う温排水の重疊的な影響について予測を行っているが、予測結果を踏まえた評価を行うとともに、講じようとする環境保全措置の妥当性を確認すること。

(3) 植物

事業区域に生育しているタコノアシ、カワヂシャ及びカンエンガヤツリの移植について、適地の場所、面積及び環境条件を具体的に示すとともに、オオアゼテンツキについても、生育確認場所の大部分が改変されることから、移植などの環境保全措置を講ずること。

(4) 温室効果ガス等

ア 本事業で発電した電力について、原則、自主的枠組み参加事業者に電力を供給し、確実に二酸化炭素排出削減に取り組むこと。

イ 事業場全体の省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入など、可能な限り二酸化炭素排出削減の取組に努めること。

3 事後調査

事業区域の周辺において、新設の火力発電所の運転開始が複数予定されており、大気環境、水環境等について重疊的な影響が想定されることなどから予測に不確実性があるため、施設の稼働に伴う以下の項目について事後調査を実施し、予測結果との比較を行うこと。

- ・ 大気環境中の窒素酸化物濃度
- ・ 周辺海域における水温、流況並びに海域の動物及び植物

4 その他

- (1) 環境保全措置の実施状況を住民等が把握できるよう、施工時及び供用時の環境監視の結果について、予測結果との比較を行い、積極的に公表するよう努めること。

- (2) 環境影響評価書をインターネットの利用その他の方法により公表するに当たっては、印刷や縦覧期間後の閲覧を可能にするなどにより、住民等の利便性の向上に努めること。

【参考】 審議経過

令和4年3月 1日	諮問
令和4年3月18日	審議
令和4年4月22日	現地調査
令和4年6月17日	審議
令和4年7月15日	審議
令和4年8月19日	答申案審議